

平成27年度第2回北区総合教育会議 議事録

日 時：平成27年7月14日（火）午前10時59分～午後0時06分

場 所：東京都北区第1庁舎 4階 第二委員会室

1 開 会

2 会議事項

- (1) 北区教育ビジョン2015について
- (2) 北区教育大綱（案）について
- (3) いじめの根絶に向けた取り組みについて
- (4) その他

3 閉 会

出席者 花川與惣太区長 檜垣昌子教育委員会委員長
嶋谷珠美委員 森岡謙二委員 森下淑子委員
加藤和宣委員 内田 隆教育長

関係理事者

依田政策経営部長 栗原子ども家庭部長 田草川教育委員会事務局次長
木村学校適正配置担当部長
野尻学校支援課長 茅根学校地域連携担当課長 難波教育指導課長
浅香教育委員会事務局副参事（教育改革・教育支援担当）
堀田生涯学習・スポーツ振興課長 坪井スポーツ施策推進担当課長
山本中央図書館長 関谷学校適正配置担当課長
馬場子ども家庭部副参事（子ども・子育て施策担当）
筒井企画課長
登利谷教育政策課長（参事）

議事内容

○政策経営部長

それでは、皆様、こんにちは。ただいまから、第2回北区総合教育会議を開会いたします。

私は、進行を務めさせていただきます北区政策経営部長の依田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、初めに、花川区長からご挨拶申し上げます。

○区長

皆様、よろしくをお願いいたします。

本日は、第2回の総合教育会議ということで、教育委員の皆様方にはこうして大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

前回、第1回目は北区における教育の課題、子育て施策の課題など、改めて檜垣委員長さんを初め、各委員の皆様と共有することができ、さらには区長部局と教育委員会の連携などについて議論を深めることができました。ありがとうございました。

本日は、大綱の策定やいじめ根絶に向けた取り組み等について、皆様と議論を深めたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、活発なご議論を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

○政策経営部長

それでは、会議事項に入ります前に、配付資料の確認を事務局からお願いします。

○企画課長

事務局でございます。配付資料の確認をさせていただきます。

まず、第2回目北区総合教育会議の次第でございます。次に、北区教育大綱（案）と書かれたもので、こちらは9ページまであるものでございます。次に、本日、席上に配付をさせていただいております資料の1と書かれているものでございますが、北区立小中学校いじめ認知件数等の年度推移というものです。こちら、A4の横でございます。次に、資料の2といたしまして、東京都北区いじめ防止条例というもので、こちらも冊子になってございます。そして、資料の3ということで、東京都北区いじめ防止基本方針、こちらも冊子になってございます。

以上、5点お配りしておりますが、もしお持ちでないもの、不足のものがございましたら、事務局までお願いいたします。以上です。

○政策経営部長

それでは、会議事項に入りたいと存じます。これからは、座って会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、会議事項の（1）北区教育ビジョン2015について、田草川教育委員会事務局

次長より説明をお願いします。

○教育委員会事務局次長

それでは、私から北区教育ビジョン2015につきまして、本日の主要な議題でございます教育に関する大綱の策定に留意いたしまして、その位置づけ、性格、策定の経過、基本的な考え方について、お手元の冊子に基づきご説明申し上げます。

恐縮ですが、お手元の北区教育ビジョン2015をお取りいただきまして、1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1章、北区教育ビジョン2015の位置づけとなっております。ここでは、位置づけ、性格について五つの項目が取り上げられておりますが、その最終項目、5番目の丸のところを見ていただけますでしょうか。

その2行目に、平成27年度から実施される教育委員会制度改革を踏まえて策定しますということが、ここに書いてございます。具体的には、教育に関する大綱の策定を初め、総合教育会議の開催や区長部局と教育委員会事務局との一体的な行政運営、それから、このたびの教育委員会制度改革の内容、改革の目的の確実な実現を目指して、この教育ビジョン2015は策定したものでございます。

そして、この最初の丸のところでございますけれども、北区基本構想を踏まえ、北区基本計画と常に整合を図りながらというふうに、教育ビジョンと同時に策定をされました北区基本計画2015との内容的な整合を確保いたしまして、区長と教育委員会の考え方の一体化を図りつつ、本ビジョンは策定したものでございます。

次に、策定の経過について簡単にご説明申し上げます。大変、恐縮です。今度は巻末になります。巻末の後ろから数ページめくっていただくと、括弧付で25ページというのがあると思います。そこをお開きください。

括弧付25ページに今回の策定の経過が載っております。そこにございますとおり、平成25年6月に教育ビジョンの検討委員会を立ち上げまして、その検討の経過を適宜教育委員会に報告して協議をいただき、1年をかけてビジョンの骨子を取りまとめたところでございます。

そして、この骨子をたたき台といたしまして、平成26年6月以降、学識経験者によって構成されました有識者懇談会を3回開催してご意見をお聞きしまして、また、そのほかにもPTA、青少年委員、スポーツ推進委員、民生・児童委員、私立幼稚園、保育園などの関係者からも意見をいただきまして、これを踏まえて、26年11月に素案を作成したところでございます。

そして、これにつきましてパブリックコメント、さらには区議会からの意見徴取を経まして、本年3月に、この教育ビジョン2015を策定いたしました。

なお、同時に策定作業が進められていた北区基本計画2015との整合の確保に常に配慮をして、連絡を密にして作業を進めてきたところでございます。

以上、性格と経過についての説明でございました。

続きまして、内容についてご説明をさせていただきます。

大変、また恐縮です。最初のほうに、お戻りをいただきまして2ページをお開きください。新たなビジョンの策定に当たりましては、それ以前にありました北区教育ビジョン2

010のまず総括を行いました。2010が掲げます三つの視点、そこにございますが、「『教育先進都市・北区』にふさわしい学校教育を展開する」、以下二つの視点、それぞれに沿いまして取り組みの成果と課題を抽出いたしまして、新たなビジョンの策定に臨んだところをございます。

恐縮です。8ページまでお進みいただけますでしょうか。これ以降、第3章で北区教育ビジョン2015の基本的な考え方が示されております。

初めに、今日の教育全般をめぐる環境の変化につきましてです。グローバル化の進展を初めとする社会の状況、国、東京都の動向等について、ここでは総括をさせていただきます。9ページ一番最後の3行です。これからの教育には、社会のさまざまな変化に対応し、他者と力を合わせて困難な課題に取り組み、地域を支え社会に貢献していくことのできる人材の育成が求められているという認識をここでは明らかとさせていただきます。

そして、10ページ以降につきましては、北区の現状について、それぞれ各項目数値を示して分析をさせていただきました。

そして、これらの分析を踏まえまして、恐縮です。22ページになります。北区が目指すべき教育の方向というところになります。ここでは、初めに平成22年に策定いたしました北区教育委員会の教育目標、こちらを踏襲いたしまして、そして、これの達成のためにということで(2)以降に考え方がまとめられております。

(2)以降の主要なポイントでございますが、22ページの下から3行目にございますとおり、「生涯学習社会の構築を目指しつつも、その基となる学校教育に重点を置く」こと。そして、その次にございますが、「家庭の教育力の向上」に重点を置くこと。そして、三つ目として23ページになります。中ほどでございますが、またというところですが、学校ファミリーを基盤として、関係機関や地域団体等が、公私立や官民の垣根を越えて連携・協力し、育ちや学びを核とした地域づくり、きずなづくりを目指すこと。そして、四つ目として、その下にございます「つながり」を重視する。そして、五つ目といたしましては、23ページの下の方の2020年ということで書いてございますが、「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした生涯学習・スポーツの振興」を目指すという、この五つがここには示されております。

このような基本的な考え方を具体的な施策、事業として展開していくために、24ページ以降に三つの視点と五つの柱を掲げております。

この三つの視点、個の成長、協働と貢献、そして、継承と循環につきましては、これまで説明もいたしました検討を積み重ねる中で、北区独自の考え方として導き出したものをございますけれども、25ページの中ほどにありますとおり、またのところですが、この三つの視点は、国の「教育振興基本計画」が掲げる三つの理念「自立」「協働」「創造」、そして、また東京都の教育ビジョンが掲げる基本理念、これらの内容を包含しているものとして位置づけております。

そして、この視点を通じて、今後、取り組むべき施策について五つの柱というものを設定して、わかりやすく事業を体系化いたしまして、区民の理解、協力のもとに、総合的な展開を図ることとしたところをございます。

25ページ、下の段から28ページにかけて、それぞれ第1の柱から第5の柱まで

の基本的な考え方が示されておりますが、恐縮でございます。29ページをちょっとお開きいただきたいと思います。

そこに、今のこの考え方の簡単な図が出ております。その下にございますとおり、五つの柱がお示しのような形で設定をされておりますが、ここで北区基本計画との関係を簡単にご説明させていただきます。

大変、恐縮ですが、この冊子の北区基本計画2015、経営改革プランの2015と一緒にしておりますが、この概要版をお開きいただけますでしょうか。こちらの13ページでございます。

ここでは、基本計画の目標ごとの施策が載っております。基本目標の2というのが13ページにございますが、そのずっと下のほう真ん中あたりからです。教育委員会に該当する部分でございますが、この4の生涯学習の推進、こちらが先ほど29ページで見てくださいましたけれども、4番目の柱になります。生涯学習の振興に該当するところでございます。そして、5番の生涯スポーツの推進、これが教育ビジョンでは5番のスポーツの推進、五つ目の柱になります。そして、6の未来を担う人づくりのところですが、その(1)に社会の変化に対応する学校教育の推進というのがございます。こちらが、教育ビジョンでは最初の柱となります。学校教育の充実に該当いたします。

1ページおめくりいただけますでしょうか。14ページ、上の段です。(2)教育環境の整備というのが基本計画では載っておりますけれども、こちらが教育ビジョンの2の教育環境の向上に該当するところでございます。

そして、その下の基本計画では(3)、(4)、(5)となっておりますが、これは主に地域・家庭の関係になりますけれども、こちらが教育ビジョンでは3番目の家庭・地域の教育力向上の支援といった部分に該当する部分でございます。

このように若干の表現の違いや事業の細かな入りくりはあるのですが、北区基本計画と教育ビジョンの整合を図ったところで、本日ご議論いただきます教育に関する大綱に求められております、地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針といったものにつきましては、おおむね、この教育ビジョンの第3章までに記載されているものと私どもは判断しているところでございます。

恐縮でございます。教育ビジョンにお戻りいただけますでしょうか。30ページ以降になりますけれども、30ページ以降は第4章、第5章で、具体的な施策の展開、各事業の進め方、そして、5章では推進体制を明らかとしているところでございます。

以上、大変駆け足となりましたけれども、教育ビジョンにつきまして、本日ご協議をいただきます教育に関する大綱との関係に留意をいたしまして、その位置づけ、性格、策定経過、そして、基本的な考え方についてご説明申し上げました。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○政策経営部長

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○政策経営部長

それでは、会議事項の（２）北区教育大綱（案）について、区長から説明をお願いします。

○区長

田草川教育委員会事務局次長から、北区教育ビジョン２０１５について説明がありました。北区教育ビジョン２０１５は、北区教育委員会の教育目標の達成を目指し、現状の課題を捉えて、多くの方のご意見もいただきながら本年３月に策定をされました。前回の北区教育ビジョン２０１０の考え方を踏まえながらも、教育を取り巻く環境の激しい変化に対応した内容となっています。

さらには、北区基本計画２０１５において、最重要課題の一つに掲げた地域のきずなづくりにも関連した、公私立や官民の垣根を越えて連携・協力し、育ちや学びを核とした地域づくり、きずなづくりを目指していくことも明文化されています。これは、地域の実情に応じた大綱の策定という点でも、法改正の趣旨に沿ったものと考えます。

また、前回、第１回目の総合教育会議の中では、各教育委員の皆様から北区教育ビジョンを大綱に位置づけてはどうかというご意見もいただきました。こうした経過も踏まえて、本日、北区教育大綱（案）をお示しさせていただきたいと思えます。

初めに、２ページをごらんください。ここでは、北区教育大綱の位置づけをお示しています。国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを参酌するとともに、北区基本構想を踏まえて、北区基本計画と整合を図りながら、時代の要請に応えつつ「教育先進都市・北区」のさらなる充実、発展を目指すものとしております。

また、計画の期間としては１０年程度の将来を視野に入れて、今後５年間の北区の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本になる方針を定めるものとししました。

３ページ、４ページでは、北区の教育目標を含めた北区が目指す教育の方向。５ページから８ページでは、施策展開の三つの視点「まなび・ささえ・つなぐ」と五つの柱である学校教育の充実、教育環境の向上、家庭・地域の教育力向上の支援、生涯学習の振興、スポーツの推進についてをまとめています。

最終の９ページでは教育目標、それを実現するための三つの視点、施策展開の五つの柱を体系化してお示したものとなっております。

３ページ以降は、北区教育ビジョン２０１５の中から抜粋した内容となっており、北区教育ビジョン２０１５をしっかりと受けとめ、尊重した中身とさせていただいております。

以上、北区教育大綱（案）をご説明させていただきました。これをもとに、本日、ご意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○政策経営部長

それでは、今、区長から説明をいただきました北区教育大綱（案）について、何かご質問あるいはご意見がございますでしょうか。

檜垣教育委員会委員長、お願いいたします。

○檜垣委員長

花川区長、ありがとうございます。北区教育委員会委員長の檜垣でございます。

ただいま、花川区長から大綱の案が示されましたので、教育委員会を代表して大綱への考え方について一言述べさせていただきます。

北区教育ビジョン2015は、今後5年間に重点的に取り組む、各分野での基本的な方向性と主な施策を構築しております。施策全体を貫く三つの視点として、個の成長、協働と貢献、継承と循環、すなわち「まなび・ささえ・つなぐ」を三つの視点として掲げ、多くの皆様のご意見もいただきながら、この3月に策定されました。

今回の新たな教育委員会制度の中で、大綱の策定が各自治体に義務づけられました。教育基本法17条に規定されております教育振興基本計画を定めている場合には、大綱と位置づけることができるとされております。北区教育ビジョン2015は、教育振興基本計画として位置づけられております。第1回目の会議におきまして、北区教育ビジョン2015を大綱に位置づけるべきという意見が各委員から出されておりましたことから、今回の区長のご提案に教育委員会として賛成したいと思っております。いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○政策経営部長

ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○政策経営部長

それでは、北区教育大綱(案)について、ご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○政策経営部長

ありがとうございます。

それでは、北区教育大綱の策定について、区長から発言をお願いいたします。

○区長

ただいま、ありがとうございました。檜垣教育委員会委員長さんからも力強いお言葉をいただきましたので、第1回目の会議での議論も含めて、本日、お示しの北区教育大綱(案)を北区教育大綱として、案を取って策定させていただくこととしたいと思います。

そして、北区教育大綱、北区教育ビジョン2015などを基に今後も引き続き「教育先進都市・北区」の実現、「子育てするなら北区が一番」を、より確かなものとするために、教育委員会と連携をしながら、未来を担う子どもたちのために力を尽くしてまいります。

この後は、皆様ご案内のとおり、総合教育会議を設置することとなった大きなきっかけでもあります、いじめ問題について教育委員の皆様と意見交換をしたいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

○政策経営部長

それでは、大綱（案）はこのまま大綱という形で策定をさせていただきました。

ただいま、区長からの話にございましたように、会議事項の（3）いじめの根絶に向けた取り組みについてに入りたいと存じます。

初めに、難波教育指導課長より説明をお願いします。

○教育指導課長

では、私のほうから、いじめの根絶に向けた取り組みについてご説明申し上げます。

まず、初めに、資料の1をごらんください。北区立小中学校いじめ認知件数等の年度推移でございます。

この3年間の傾向でございますが、中学校では、いじめの認知件数が減少傾向にございます。小学校では、平成26年度は、平成25年度と比べ、いじめの認知件数が減少してございます。中学校では、いじめの解消率が高まってきております。小学校では、平成26年度は、平成25年度と比べて、いじめの解消率がやや高まっている状況でございます。

特に、いじめの認知件数、未然防止ということで、いじめが起きないということは重要なことだとは思いますが、それ以上に教育委員会では解消率というのを大切にしております。そういった意味で、このいじめが発生したときに学校でどういうふうに関消していくかということがすごく重要なことだと認識しているところでございます。

具体的に、ここに解消、継続と書いてあるのですけれども、継続と書かれているものは、これは今現在もいじめが起きているということではないということで、各学校に確認をいたしましたところ、いじめについて指導はしているのだけれども、それ以降まだ日がたっていないという部分もあって、また、指導した後もいじめが発生したりする可能性もありますので、様子を見守っているということもあり、継続ということをつけているという学校が継続と示しているところでございます。

いじめの具体的な中身なのですけれども、幾つかお話ししますと、多いのは、高学年では高学年の女子のグループの中で悪口を言ったり、無視をしたり、からかったり、そんな状況のいじめがございます。また、これに関しては人間関係がいろいろ変わりまして、悪口を言っていた者が逆に悪口を言われるようになったりという形で、時期によって、いじめたり、いじめられたりする関係が変わっていくということもあるということです。あと、低学年、中学年では、やはりちよっかいを出されるとか、そういったものがあるようです。

また、中学校の中では、いじめられていたのですけれども、体育祭等で一緒に行事で取り組む中で、一体感が生まれて仲よくなったというケースがあったり。また、クラスがえをする中で、いじめを受けなくなったというのでしょうか、そういうケースもあると聞いております。

また、これについては、26年度のいじめの認知件数ということでございまして、いじめの状況というのは日々刻々変化してきていると認識しておりまして、例えば今日もこの

会議が始まる前に、ある保護者の方から子どもがいじめられているという電話がありまして、それについて各学校に至急連絡をして、そういった状況がないかどうかということで至急連絡をしたということがございます。今、確認をしておりますけれども。

そういった形で、毎日毎日そういう形で指導して終わったと思ったものが、またいじめが起こったり、また新たに発生したり、そういった状況があるということで、ご理解いただけたらと思っております。

続きまして、資料の2、東京都北区いじめ防止条例概要でございます。この中の3ページをお開きください。各学校の取り組みについて、お話を申し上げます。

各学校におきましては、東京都の北区いじめ防止基本方針、これを踏まえて、学校いじめ防止基本方針を策定しております。その中で、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対処、並びに再発防止のための対策を具体的に実施しております。

ここに一例をお示ししているのですが、具体的ないじめの未然防止や早期発見、早期対応に関する取り組みについてはちょっと量が多いですので、ここでは省略をしているところです。

1番目のところに、いじめ防止に向けての基本姿勢ということで、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有しますということによっております。

やはり、いじめの問題が起きたときに担任が抱え込んでしまう、情報を抱え込んでしまうということから、本当に大きなことに発展していってしまうということがあるということで、こういったいじめの情報については、担任が抱え込まないで組織的に対応することをしております。

また、2番目のところ、いじめの対策のための校内組織の設置ということで、管理職を中心としてさまざま、スクールカウンセラーの方とか、特別支援コーディネーターの方とか、養護教諭の方とかに入ってもらいながら組織を設置して対応しております。また、学校によっては外部の講師の方にご助言をいただいている、そんな学校もございます。

また、5番目のところに保護者への連絡と支援・助言ということで、いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝えて、学校だけで解決するというのではなくて、保護者、そしていじめを受けた児童、その保護者に対する支援や、いじめを行った保護者に対する助言・指導も行っていくという形にしているところでございます。

恐れ入りますが、資料3、東京都北区いじめ防止基本方針について、ご説明させていただきます。これにつきましては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために作成したものでございます。

恐れ入りますが、9ページをごらんください。いじめ防止のために北区が実施すべき施策ということで、9ページのところに基本的施策というのを載せてございます。いじめの実態調査の実施、下のところですが、それからQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）というのを実施して、子どもたちの集団での状況の把握をしております。

10ページをおあげください。スクールソーシャルワーカーの配置、それから下へ行って、いじめを早期に発見するための方策ということで、スクールカウンセラーを都だけではなく区のスクールカウンセラーも配置している。いじめ相談ミニレターの配布、こういったことをしております。

また、10ページの下のところ、サブファミリー内における情報交換の充実。こういったところも図っているところがございます。

最後に、13ページをおあげください。この12ページ、13ページは、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策ということで、先ほど北区として実施しているものに加えて行っているものがございます。

特に13ページのところ、いじめを早期に発見するための方策ということで、いじめを早期発見するために、アンケート等定期的な調査を行っております。これは、都で6月、11月、2月と、ふれあい月間というものを設けているのですが、その月間と合わせて6月、11月、2月に、子どもたちにいじめのアンケートをとりまして情報把握に努めております。

これにつきましては、最近、岩手のほうで本当に痛ましい出来事が起きているわけですが、各学校に対しましては、こういったアンケートでとったものにつきまして、担任だけでとどめるのではなく、必ず管理職や生活指導主任や学年主任と学校全体で情報共有をするように指導しているところがございます。

なお、小学校5年生の児童及び中学校1年生の生徒を対象に毎年度、当初にスクールカウンセラーを活用した全員面接を実施しております。5年生や1年生にいじめが起こることが多いという、そういった都のデータに基づいて都全体で実施しているところがございます。

最後に、(6)のところ、いじめ問題対応マニュアルの活用ということで、これは指導課、教育委員会のほうで作成した、いじめ問題の取り組みの徹底のためにと、今、ここに私が持っている分ですけれども、こういったマニュアルを活用いたしまして、学校のほうで組織的ないじめの対応を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○政策経営部長

それでは、初めに、ただいまの説明について何かご質問はございますでしょうか。

(なし)

○政策経営部長

よろしければ、ただいまの説明の内容も含めまして、意見交換をお願いしたいと思っております。

初めに、檜垣教育委員会委員長からお願いいたします。

○檜垣委員長

檜垣でございます。ただいま、難波教育指導課長より、北区における教育行政の役割と教育現場の方向性についてお話しいただきました。

北区における最近の取り組みといたしましては、平成27年7月1日に、東京都北区いじめ防止条例の制定に基づき、いじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進する組織を設定するため、東京都北区いじめ問題対策委員会を設置するための規則を制定いたしました。

北区におけるいじめ防止活動は進展しているという意見を持っております。

しかし、北区を取り囲む背景といたしましては、いじめ自殺や体罰自殺、小学校・中学校の殺人事件、また学力不足問題や不登校など、学校をめぐる問題は尽きません。

一般に、人は嫌なことに目を向けたがらない傾向がございます。教育委員会制度が機能していないとか、学校が隠蔽体質であるとかをマスコミが取り上げ、学校に問題があると言わんばかりの報道が続いております。

教育の現場は学校にあります。教師が生徒と向かい合い、指導し、子ども一人ひとりの長所を伸ばし、引き出す。教師と子どもの自己を磨いていく場であります。

学校は、安全であり安心できる場です。また、それは全ての保護者、地域の願いです。しかし、安全・安心は日々の努力の結果であり、問題があればすぐに対処し、安全活動を積み重ねている教師、教育委員会、地域のおかげであると考えております。

最近の事件として本年7月、岩手県矢巾町で、中2男子がいじめを苦に自殺したと思われる報道がされました。ここで、矢巾町の教育委員会の謝罪会見がございました。それについて、ちょっと触れたいと思います。

教育長は、学校がいじめを認知すれば町教育委員会に報告する決まり。この学校からは、報告0件が続いていた。いじめの認知がなければ、防止の効果が上がっているという考えが学校、教育委員会にあったと思われる。もっと積極的にかかわり、対処すべきであった。

担任との生活記録ノート。生徒は、ずっと暴力、悪口、やめてといてもやめない、学校を休みたい、死にたいという記載がございました。しかし、担任から、学年主任への報告もなく、学校からの報告は0件報告が続いておりました。

私としては、いじめ解決の方向と対策として、北区が掲げている学校いじめ防止規則方針、これを活用していくことが非常に重要だと思います。教育委員会と学校と保護者との三位一体の連携、すなわち、先ほどから北区長もおっしゃっております、北区教育ビジョン2015の視点「まなび・ささえ・つなぐ」の活動の推進です。

いじめは教師が未熟だから起こるのではない。いじめについては、報告・連絡・相談を徹底する。いじめについては一人では解決できない、しない。校長以下全教員で共通理解を持って対応していく。教育委員会と連携し、早期発見、早期解決に努めていく。そして、何より現場力を高めていくということが必要であると思います。以上です。

○政策経営部長

ありがとうございます。

次に、嶋谷教育委員会委員からお願いいたします。

○嶋谷委員

嶋谷でございます。私からも、いじめに関して一言お話をさせていただきたいと思っております。

いじめを未然に防ぎ、そして、万が一起きてしまった場合に備えて、この総合教育会議を初め、いじめ防止対策推進法や北区いじめ防止条例が制定されるなど、さまざまな仕組みが整備されました。これは、以前に比べて、本当に大きな進歩だと思っております。でも、こうした仕組みを生かしていけるかどうかは、どのようにこの制度を運用していくか

にかかっていると私は思っています。

今月5日に、岩手県の矢巾町で、中学2年生の男子生徒が列車にひかれて死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。担任に提出していた生活記録ノートには、中学1年生のときからいじめを受けていたとみられる内容が何度も書かれていたこと。また、6月に実施されたアンケートの記述や事故発生後の聞き取り調査などからも、いじめに対する適切な対処がされていなかったことが、この事故を招いてしまった一因であると指摘されています。

この生徒が通っていた学校では、北区と同様に、いじめを防ぐための基本方針や早期発見への取り組みなどを示していたとのことでしたが、それにもかかわらず、その中で定められている、いじめ早期発見のアンケートの実施を学校行事が忙しいとの理由で先送りするなど、新しい仕組みができたばかりの時期にもかかわらず制度の運用方法が形骸化されていたという可能性があるという報道がされていました。いじめの問題に限りませんが、どんなによい仕組みをつくっても、そうした仕組みができた趣旨をよく理解して、実際にその制度を運用していくのは私たち一人ひとりです。

北区におきましても、先ほどご説明がありましたようないじめの未然防止、早期発見及び適切な対処や再発防止対策についての基本理念を定め、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するためのさまざまな仕組みが整備されましたことは大きく評価しております。

ぜひ、いじめで悩み、苦しんでいる子どもの立場に立って、制度が形骸化しないように、継続して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○政策経営部長

ありがとうございました。

次に、森岡教育委員会委員からお願いします。

○森岡委員

檜垣委員長、また嶋谷先生のほうから、北区の教育の進展について、また問題点、またいろいろな対応、それにかかわる整備ですかね。お話がございました。

私は、そのことも含めて、本当は触れたいのですが、自分の置かれている位置というのですか、私は絵かきであるとともに商店街で商売をやっていることがございます。ですから、日々いじめの現場というのを、いつも言うのですが、映画のスクリーンを見ているように店の中から表を見ていると社会が見えるのですが、いじめの質、内容の変化がとても速い。今日も北区教育大綱が決まって、これから我々はそれに準じて対応していくという形になるのですが、その質、内容がどんどん変わっていくということがございます。ですから、その質の変化を捉えて、こういう防止条例だとか大綱に沿ってすり合わせていくというか、やっていかないと、遅れてしまうのではないかなということがあります。

先ほど岩手の件もあったのですが、何かあの事件を見ていると教師の無力化といえますか、とても寂しい現場が生まれつつある。その影響が、我々まちにもあらわれて

いるのです。要するに無力化になっているのです。

昔だったら、本当にまちの人たちが子どもに目を使っていたのが、今は逆に声をかけちゃいけないのではないかなという、そういう雰囲気までも今はかもし出しているのです。ですから、その質の変化に対応した、せっかく新しい教育制度に移行したわけですから、我々教育委員会も、そのスピード化に合わせて組織のほうも対応していくということが大事なのではないかなと思います。

要するに、迅速に早く組織のほうもそういうものに対応していくことの必要さを求められているのではないのでしょうかというふうに感じております。まだ言いたいことはたくさんあるのですけれども、以上です。

○政策経営部長

ありがとうございます。

次に、森下教育委員会委員からお願いいたします。

○森下委員

3人の委員の方とやはり重なるのですけれども、今月5日の岩手の中学2年生の男子生徒がその尊い命をもって、私たちに大変緊迫感のあるというか、危機感を投げかけてくれたと思うのです。

それは、やはり私たちの近くでも今同じように、彼のように苦しみ、悩んでいる子どもたちがいるよという、そういう危機感を投げかける出来事だったように思います。何度も先ほどからお話がありますが、出していたそのSOSのサインを受けとめてあげられなかったということが本当に気の毒で、残念でなりません。

北区では、先ほど来、出ておりますけれどもさまざまな組織がつくられ、そして未然防止、また、もし重大事故が起きてからの迅速な対応等についての組織づくりもできて、起きてからでは困るのですけれども、組織がまずつくられているということは一つ大事なことだと思いますが、申し上げるまでもなく何よりも大切なことは、いじめをさせない、いじめをしない人間を育てるという未然防止だと私は思います。

ちょっと、この場が時間も限られておりますのに、目の前に先生方がいらして、あるいは保護者がいらっしゃる、そんな感じで今から話してしまうのですけれども。

私は、自分の信条としまして、組織だとか集団の前に個というもの、一人の人間として人を見ていくというところで、そういういじめをさせない、いじめをしない人間を育てるのは、ただ一つ、もっともっと子ども一人ひとりに関心を持つことだと思います。今日のいただいた中にも、未然防止のための方策として心の教育、人権教育、道徳教育の充実とか、体験活動、いじめの実態調査、Q-U調査等、いろいろな取り組みがなされておりますし、今、現場でも熱心に取り組まれているのですが、一番の基本は、子ども一人ひとりに関心を持ってあげること。これは、会社でも、役所でも、組織の中で働く人間とすると、互いに部下だったり、あるいは教師だったり、保護者だったり、みんなに関心を持つことが基本だというふうに思っています。

関心があれば小さな変化にも敏感ですし、そして、その変化に対してよいことも伝えて

いく。言葉で伝えていくところで関係づくりが深まっていくというのが私の今までの実感です。一人ひとりに関心を持って関係づくりができれば、人間、まして子どもたちは心が安定して、大切にされているということを実感すると思うのです。信頼されている分だけ相手の言うことを受けとめる。これが人間だと思うのです。相手を信頼していなければ、幾ら先生が注意をしたり、言葉を投げかけても、それは子どもの心には入っていかない。この先生は、私のことをこれだけわかってきていると思う人の言葉は、その分だけ受けとめる、比例するというふうに私はふだんから思っています。

そういうわけで、今、なぜ高学年とか中学生にいじめが多く発生しているかという、子どもたちの生活がストレスが非常に多い。家庭に帰って本来はストレスを発散して、また学校で元気に集団の中でいろいろ抑制しながら過ごしているのを家庭に帰って取り戻すということの循環であるはずが、それができていない。家庭に帰ってもストレスを増すばかりだという生活が続いているというところで、昔は陰湿ないじめはなかったのにねという言葉がそこにあるような気がします。

いじめられていたりとか、また、何か悩みのある子どもたちは必ず何かサインを送っていると思うのです。それが、関心を持ってその子を見ていれば気づくはずということ。また、いじている子ども、また問題行動を起こす子どもたちもサインを送っている。もっともっと自分を見てほしい。僕にだっていいところがあるでしょうということとサインを送っているということ、とにかくみんなはあなたを見ていますよというサインを大人は送らなければいけないということが、今、もう一度立ち返って、自分に問うてみることだと思っています。これは、本当に大人社会も同じことだと思います。

最後に、私からもお願いしたいことは、風通しのよい関係づくりということで、教育委員会と学校間、そして保護者と学校、あるいは地域と学校、そういうところが風通しがいいこと。そして管理職と職員、また職員が一人ひとりで抱え込まないような学校経営、すぐ話ができるという、そういう学年連携をしていくこと。もちろん、子どもと先生との関係もそうです。

ですから、先ほど示された資料の不登校の子ども、また、いじめが解決していない子どもたちの心に寄り添って、あなたのことを見ていますよ。あなたは私の中で存在がありますよということ発信し続けるということとこれからも続けていきたいなと思います。

以上です。

○政策経営部長

ありがとうございました。

次に、加藤教育委員会委員から、お願いいたします。

○加藤委員

もう5人目になると何を言おうかなと正直思います。既に、各先生方からいろいろお話がありました。私が思うにはいじめはなくなると。なくす努力は当然しなければいけないけれども、いじめというものはこの世の中からなくなるといのは、それはやはり貧富の差もあり、学力の差もあり、いろいろな差があると思うのです。

一人ひとりを大切にするというけれども、一人ひとり大切にするには、それぞれのいろ

いろな環境とか背景があると思います。人を大切にする、あるいは生き物を大切にする、その心を教えるのが教育だと思いますけれども、教育の中で、物を大切にする心の中から、いじめをなくそうということは当然やらなければならないことだと思います。

ただ、あったときの対応の仕方ですね。今回の矢巾町のことにしても、常に学校側からはいじめはゼロという、これがいじめというものには学校にあるものだというふうな、当然、そういう考え方の中からはいかなければいけないのではないだろうか。

ゼロだからうちは大丈夫だとか、ゼロにしたいとか、それはゼロにしたいのはわかるけれども、ゼロであるはずがないのだという。疑うということはいけないかもしれないけれども、いろいろな妬みとか、そういうものも含めて、大人社会だって毎日いじめがあると思います。それは、なぜなくなるのかな。優越感とか、いろいろな問題があるだろうと思います。子どもたちの中にも、大人の気持ちというのが当然反映されてくるでしょうし、親が子どもたちと接する中で、最近は一子っ子が多いですから、子どもに携わる部分も多いのかと思います。

そうすると、塾の問題とか、将来の問題に向けてもいろいろな考え方があり、あるいは同級生に目を向けたときに、やはり親とすれば負けたくないという、親の負けたくない気持ちもあるだろうと思います。子ども自身の気持ちよりも、親子間の親同士の問題もあるし、親子間の問題も、いろいろな問題が、僕はいじめがなくなる原因だろうと思います。

ただ、いじめられる者に対する生き抜く力をもっともっとつけていかなければいけないのではないか。それには耐える力、生き抜く力、どうやったら教育の中で、あるいは地域の教育力の中で、負けるな、必ず頑張れば自分にもいいときが来るよ。例えば、いじめられていたら、いじめ返せじゃなくて、いじめる奴が悪いんだということをしっかりと教えて、そして、いじめるよりもいじめられながらも頑張れる自分のほうが強いんだという、強い心をぜひ養うような教育力をつけたいなというふうに私は思います。

以上です。

○政策経営部長

ありがとうございました。

次に、内田教育長、お願いします。

○教育長

これまでもお話が出て、ちょっと整理をさせていただこうと思うのです。どういうふうに整理するかというのは、学校設置者である教育委員会という立場を踏まえてということなのですけれども。

一つは、先ほども出ました岩手のケース、これは北区でも起こり得ることだということ。そういう意味での危機意識を常に忘れないということが第一に必要なだろうと思っています。それから、学校について言えば、ひとりの担任であるとか、個別のケースに対応していくということにとどめずに、やはり学校全体の問題として捉え、対応していくという姿勢が必要なのだと思います。

そういう意味では、教師一人ひとりの資質についてはもちろん問われているのですけれ

ども、あわせてやはり重要なのが校長を初め、管理職の指導力。これが、今一番問われていることだろうと思っています。

そうは言っても、学校だけでなかなか解決できないという問題もあります。そういう意味では、教育委員会としては、こういった、ある意味いじめの定義自体も今幅広くなって、明らかに犯罪というものまでいじめとしてまとめて、本当にいいのかどうかという社会状況の中で、やはり学校現場にそういった教員の活動、教育活動を支える専門家を配置するということが必要な時代になっているのだ。そういう観点から、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカー、そして、やはり何ととっても地域の皆さんの協力やPTAの理解と協力、こういったものも必要なもので、子どもたちにとって救いになるチャンネルを多く持つことが大切だろうと思っています。

その中でも、やはり教育委員会も学校の設置者として、そういった子どもたちにとって、あるいは保護者にとって、ある意味、駆け込み寺となり得るような対応を常日ごろから心がけていく必要があるのだろうなというふうに思っています。

確かに加藤委員がおっしゃったように、なかなかこのいじめ根絶というのが難しいということは事実なのだと思いますし、だからこそ、こういった事件や事故が次々に発生するんだと思うのですけれども、やはり諦めることは我々には許されないわけで、また絶対に諦めない。そういう立場から、子どもたちや保護者、そして、地域の皆さんとも一体となって、こういういじめ問題、これもとりもなおさず人の生命そのものにかかわる問題ということだと思いますので。

先ほど森下委員からもお話がありましたけれども、私は、人間は生まれてくるときに自分の意思で生まれてきている人というのはまずいないのだと思うのです。そういう意味では、人はまず生かされる。生かされて、この世にあるということは、それぞれ一つ一つの命が大切な価値や意味を持ってこの世に誕生してきたのだということからスタートすれば、きっと人への理解というのはもっと深まるだろうし、人への思いやりも生まれてくるのではないかなと思っています。

そういったことも含めて、学校で子どもたち、そして学校が地域や保護者に対する教育機関としても機能するようなそういった場であるように、教育委員会として、しっかりと支援をしていくということが今重要だと、教育委員会としてはそれが課題だというふうに思っています。

○政策経営部長

ありがとうございます。

それでは、区長から意見をお願いいたします。

○区長

いじめ根絶に向けた取り組みについて、今、教育委員の皆さんから、そして、教育長からご意見がありました。

これまでも北区はいじめゼロに向けて、さまざまな取り組みを行ってきたのですが、第1回目のこの会議の場でもご紹介をしましたように、今年の北区議会第1回定例会で、東京都北区いじめ防止条例について可決をいただきました。さらには、先ほど教育指導課長

から話がありました、東京都北区いじめ防止基本方針も合わせて策定をされています。この中では、北区いじめ問題対策連絡協議会の設置など、いじめ防止のための対策内容も規定されています。

こうした、いじめに対する基本理念等の条例化や体制の整備もいじめに対する周知や理解啓発といった意味で非常に重要と考えております。これからは、こうした基盤の上に、先ほど皆様のご意見もいただきましたが、教育委員会や学校だけでなく、家庭、地域、児童・生徒等、子どもに係る機関等が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切です。

また、区長部局におきましても、育ち愛ほっと館、児童館、保育園などを初めとした関係機関を中心に、教育委員会や学校と有機的な連携を図りながら、いじめは絶対に許さないという決意を持って、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対処などに取り組んで、未来の宝である全ての子どもたちが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境の醸成が重要だと思っております。

今後も、総合教育会議の場におきましても、機を捉え、教育委員の皆様と意見交換を重ねながら、いじめの根絶に向けた取り組みの推進に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○政策経営部長

今、いろいろとご意見をいただきましたが、そのご意見について、何かご質問なり追加等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

(なし)

○政策経営部長

本当に、有意義で思いのこもった意見交換ができたかなというふうに感じております。

それでは、会議事項につきましては以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、(4)その他でございます。

まず、事務局から次回の日程等についてお願いいたします。

○企画課長

事務局でございます。次回の総合教育会議でございますが、12月ごろの開会を予定しております。日程が決まりましたら、お知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○政策経営部長

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○政策経営部長

ないようでしたら、花川区長から閉会の挨拶をお願いいたします。

○区長

本日は、第2回の総合教育会議ということでしたが、改めまして北区教育大綱が策定できましたこととお礼申し上げます。ありがとうございました。また、後半では、いじめの根絶に向けた取り組みについて理解を深め、共有することができました。

次回は、今、お話がありました12月ごろの開催予定ですが、万が一、児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の事態が起きたときは、速やかに会議を招集させていただき対策を講じてまいりたいと思いますので、その際はどうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきましてまことにありがとうございました。これもちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○政策経営部長

以上で、本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。